大阪府本庁舎における撮影許可に関する取扱要領

（目的）

第１条　この要領は、本庁舎において映画、テレビ、雑誌等の撮影を求める申請があった場合、大阪府公有財産規則第２２条第６号及び同条第７号の規定を適用して使用許可を行う基準を定める。

（許可の申請）

第２条　本庁舎内で撮影を行おうとする者（以下、「撮影者」という。）は、大阪府公有財産規則第２４条に規定する行政財産使用許可申請書を提出しなければならない。

２　撮影者は、原則として、撮影する一ヶ月前までに前項の申請書を提出しなければならない。

（許可の基準）

第３条　撮影を許可するか否かは、次の基準により判断するものとする。

　２　撮影者は、次の⑴から⑷のいずれにも該当しないものであること。

⑴　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条に該当する営業を行うもの

　　⑵　民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中のもの

　　⑶　府の入札参加停止の措置を受けているもの又は大阪府入札参加停止要綱に該当する行為を行ったもの又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る。）を受けているもの

　　⑷　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団密接関係者

　　　（大阪府暴力団排除条例（平成二十二年大阪府条例第五十八号）第２条第４号に規定する暴力団密接関係者をいう。）によるもの

３　撮影内容は、次の⑴から⒁のいずれにも該当しないこと。

⑴　消費者金融・高利貸しに係るもの

　　⑵　たばこに係るもの

　　⑶　賭博に係るもの（宝くじに係るものを除く。）

　　⑷　法律に定めのない医療類似行為に係るもの

⑸　法令等で製造、販売等が禁止されている商品、必要な許可等を受けていない

商品、粗悪品、その他広告することが不適当と認められる商品又はサービス提

供に関するもの

　　⑹　他の者を誹謗し、中傷し又は排斥するもの又はそのおそれのあるもの

　　⑺　不当な差別等人権侵害又はそのおそれのあるもの

　　⑻　公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの

　　⑼　宗教団体による布教推進を主目的とするもの又はそのおそれのあるもの

⑽　非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるもの

又はそのおそれのあるもの

　　⑾　性的感情を著しく刺激するもの

　　⑿　犯罪を著しく誘発するおそれのあるもの

　　⒀　粗暴性、残虐性を著しく助長するもの

　　⒁　その他、社会通念に照らし、公序良俗に反すると認められるもの

（使用料）

第４条　使用料は、大阪府公有財産規則に基づく額とする。

（撮影日時）

第５条　本庁舎内での撮影は、原則として本庁舎の開庁日及び開庁時間に限るものとする。

（適用除外）

第６条　次の目的で行われる撮影に関しては、この要領を適用しない。

　　⑴　大阪府が直接実施するもの若しくは、大阪府の施策として位置づけられているもの

　　⑵　報道機関の取材活動にあたるもの

　　⑶　営利を目的とせず、専ら私的使用を目的として行われるもの

（その他）

第７条　この要領に疑義が生じた場合は、本要領の目的を踏まえ、庁舎管理課長が別に定めるものとする。